

平成30年4月1日

熊本市北区に新たな警察署「熊本北合志警察署」を設置します。

1 警察署再編計画に基づく「熊本北合志警察署」の設置について

警察署再編計画（平成25年12月策定・公表）に基づき、熊本市北区に新たな警察署「熊本北合志警察署」を設置します。熊本北合志警察署の運用開始日は、平成30年4月1日（日）です。

【熊本北合志警察署】

所在地 熊本市北区飛田4丁目10番19号

電話番号 096-341-0110

※ 電話番号については、平成30年4月1日からご利用いただけます（平成30年3月31日まではご利用いただけませんので、ご注意ください。）。

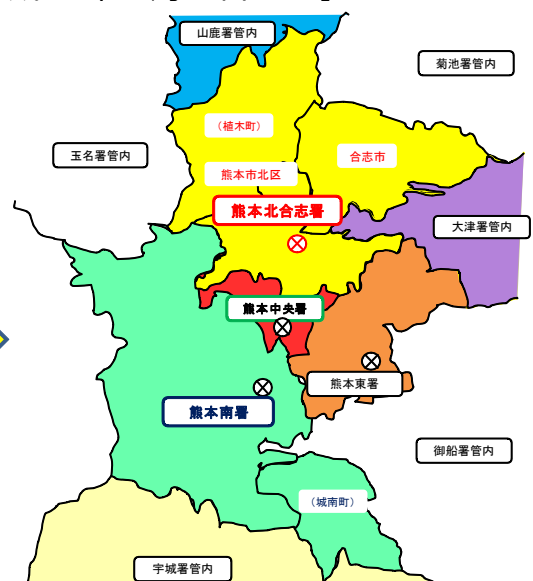
2 熊本北合志警察署の設置に伴う管轄区域の変更について

熊本北合志警察署の設置に伴い、現在、熊本中央警察署と山鹿警察署がそれぞれ管轄している熊本市北区、大津警察署が管轄している合志市は、熊本北合志警察署の管轄区域となります（下図及び下表をご参照ください。）。

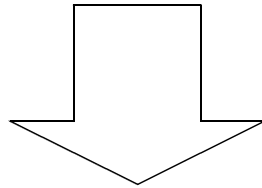
【平成30年3月31日まで】



【平成30年4月1日から】



警察署	再編前の管轄区域
熊本中央警察署	熊本市中心部の一部、熊本市西区の一部、 熊本市北区のうち植木町を除く区域
山鹿警察署	山鹿市、熊本市北区植木町
大津警察署	合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村



警察署	再編後の管轄区域（H30.4.1以降）
熊本中央警察署	熊本市中心部の一部、熊本市西区の一部
熊本北合志警察署	熊本市北区、合志市
山鹿警察署	山鹿市
大津警察署	菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村

3 交番・駐在所について

熊本北合志警察署の設置に伴い、同署に管轄区域の一部が移管される熊本中央警察署、山鹿警察署、大津警察署の交番・駐在所のうち、熊本市北区及び合志市に位置する交番・駐在所は、熊本北合志警察署の交番・駐在所（8交番、4駐在所）となります。これらの交番の位置に変更はありませんが、担当する区域の一部に変更が生じます。熊本北合志警察署の交番・駐在所やその担当区域の変更については、下表を参照いただきお住まいの地域を担当する交番をご確認ください。

なお、現在、大津警察署の交番として合志市の一部と菊陽町光の森地域を担当する「合志菊陽交番」については、合志市に位置するため、「合志交番（仮称）」と名称を変更し、熊本北合志警察署の交番として合志市の一部のみを担当することとなります。

菊陽町光の森地域については、光の森7丁目に設置する新たな交番「光の森交番（仮称）」が担当することとなります。

本件に関する詳細は下表をご参照いただき、ご不明な点があれば末尾の問い合わせ

せ先までお尋ねください。

現在	交番・駐在所	担当区域の変更	H30.4.1～
熊本中央 警察署	清水交番	現在、清水交番が担当している熊本市中央区室園町（10番1号及び10番75号から83号までを除く。）は <u>薬園町交番</u> が担当します。 また、現在、京町交番が担当している熊本市北区津浦町は、 <u>清水交番</u> が担当します。	熊本北合志 警察署
	武蔵楠交番	変更なし	
	龍田交番	現在、薬園町交番が担当している熊本市北区黒髪七丁目（無番地及び100番地から164番地までを除く。）は <u>龍田交番</u> が担当します。	
	新地交番	変更なし	
	川上交番	現在、京町交番が担当している熊本市北区池田三丁目（14番5号から7号まで及び14番33号から61号までを除く。）は、 <u>川上交番</u> が担当します。	
山鹿 警察署	植木交番	変更なし	熊本北合志 警察署
	豊田駐在所	変更なし	
	田底駐在所	変更なし	
大津 警察署	合志菊陽交番 （「合志交番（仮称）」に名称変更します。）	合志市（須屋交番、竹迫、野々島駐在所の担当区域を除く区域）	熊本北合志 警察署
	須屋交番	変更なし	
	竹迫駐在所	変更なし	
	野々島駐在所	変更なし	
建設中	光の森交番（仮称） ※ 新設	菊陽町（津久礼駐在所の担当区域を除く区域）	大津 警察署

※ いずれも熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域又は警備区域（平成6年10月28日公安委員会告示第12号）の改正をもって正式に決定することとなります（平成30年4月1日施行予定）。

＜熊本市北区及び合志市にお住まいの皆様へ＞

【事件・事故関係】

1 事件・事故の取扱い

原則として、熊本市北区又は合志市で発生し、平成30年3月31日までに熊本中央警察署、山鹿警察署、大津警察署（交番、駐在所を含む。）に届出をされた事件・事故については、平成30年4月1日以降、発生地を管轄する熊本北合志警察署が引き続き捜査します。

なお、事件・事故の内容、捜査の進捗状況等に応じて届出をされた警察署で継続して捜査する場合がありますので、ご了承ください。

【行政手続き関係】

1 生活安全許認可の取扱い

平成30年4月1日以降、生活安全許認可（銃砲刀剣類所持許可、風俗営業許可、古物営業許可、警備業認定等）は、熊本北合志警察署で取り扱います。

取扱い時間は、月曜日から金曜日（国民の祝・休日や年末年始の休日は除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、平成30年3月末になりますと、熊本中央警察署、山鹿警察署、大津警察署で手続きをした場合でも、熊本北合志警察署で許可証等を交付する場合がありますので、手続きの際に、許可証等を交付する警察署について係員にご確認いただきますようお願いいたします。

2 交通許可の取扱い

平成30年4月1日以降、交通許可（道路使用許可、自動車保管場所証明等）は、熊本北合志警察署で取り扱います。

取扱い時間は、月曜日から金曜日（国民の祝・休日や年末年始の休日は除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、平成30年3月末になりますと、熊本中央警察署、山鹿警察署、大津警察署で申請をした場合でも、熊本北合志警察署で許可証等を交付する場合がありますので、申請の際に、許可証等を交付する警察署について係員にご確認いただきますようお願いいたします。

3 運転免許の取扱い

運転免許の取扱いで変更となる点はありません。

運転免許の更新は、これまでどおり、運転免許センター、各警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除きます。）又は氷川幹部交番において取り扱います（熊本北合志警察署では運転免許の更新業務は行いません。）。

記載事項の変更等の各種手続きも、これまでどおり、運転免許センター、熊本北合志警察署を含む各警察署又は氷川幹部交番において取り扱います。

4 運転免許試験の取扱い

平成30年4月1日以降、小型特殊免許や原付免許の受験を希望される方は、運転免許センター又は県内の警察署（熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除きます。）において受験することができます。

5 拾得物の取扱い

拾得物として警察（警察署、交番・駐在所を含む。）に届けられた物件は、管轄区域等に関わらず、全て届出を受けた警察署において保管、交付を行っており、平成30年4月1日以降も変更はありません（交番・駐在所での保管、交付は行っておりません。）。

6 不当要求防止責任者の届出について

熊本市北区及び合志市に所在する事業所で、平成30年4月1日以降、新たに不当要求防止責任者を選任する場合は、熊本北合志警察署へ「責任者選任届出書」の届出をお願いします。

なお、熊本北合志警察署の設置前に、事業所を管轄する警察署へ「責任者選任届出書」を提出し、不当要求防止責任者の届出をされている事業所で、届出事項（責任者、事業所の所在地、会社名等）の変更がある場合は、熊本北合志警察署での対応となります。

7 その他

ご不明な点がございましたら、下表の問い合わせ先までお尋ねください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号
管轄区域の変更に関する事	警察本部 警務課	096-381-0110
交番・駐在所に関する事	警察本部 地域課	096-381-0110
運転免許に関する事	運転免許課	096-233-0110
運転免許の試験に関する事	運転免許試験課	096-233-0116
交通許可（道路使用許可、自動車保管場所申請等）に関する事	警察本部 交通規制課	096-381-0110
生活安全許認可（銃砲刀剣類所持許可、風俗営業許可、古物営業許可等）に関する事	警察本部 生活環境課	096-381-0110
不当要求防止責任者の届出（新規・変更）に関する事	警察本部 組織犯罪対策課	096-381-0110
その他	警察本部 警務課	096-381-0110
	熊本中央警察署	096-323-0110
	山鹿警察署	0968-44-0110
	大津警察署	096-294-0110

よろしくお願ひします!

